

CSRと国際法

「人権および多国籍企業等」に関する事務総長特別代表(SRSG)報告を素材として

2008. 8. 2

法政大学G C研究センター

夏期合宿研究会

山崎公士

はじめに

1. 多国籍企業を規律する試み

1-1. 1970年代における国際法による多国籍企業規律の試み—新国際経済秩序の一環として発展途上国が推進。しかし、不成功。（「人権」は旧ソ連は支持したが、他の先進国が反対したため、盛り込まれず。）

1-2. 法的規律が成功しなかったため、ソフト・ローの手法が登場。

*1976年 OECD ガイドライン

*1977年 ILO 三者宣言

*GC 途上国の企業も参加

1-3. 2003年 旧国連人権小委員会、国連・多国籍企業人権規範草案を採択

*「規範草案」は企業と人権に関する分野での最初の国際的な非任意文書策定の動きであった。

* 草案は旧人権委員会に付託され、2004年会期で採択予定とされた。しかし、人権委員会は冷淡な対応をした。

* 主要な国際人権 NGO は規範草案を支持し、「UN Norm(国連規範)」と呼んだ。しかし、国際商工会議所 (ICC) や 国際経営者団体 (IOE) は強固に反対した。

* 結局、規範草案は採択されず今日に至っている。

1-4. 「人権および多国籍企業等」に関する事務総長特別代表 (SRSG) の任命

* Mr. John Ruggie (United States of America) を 2005 年に任命。

* マンデートは下記の 5 項目。

(a) 人権に関する多国籍企業等の責任と説明責任 (corporate responsibility and accountability for transnational corporations and other business enterprises) に関する基準を確認し、明確化すること。

(b) 人権に関する多国籍企業等の役割を実効的に規律しかつ裁定する国家の役割について詳細に調べること。

(c) 多国籍企業等にとって「共謀」および「影響する分野」のような概念が意味するものを調査し、明確化すること。

(d) 多国籍企業等の活動に関する人権影響評価 (human rights impact assessments) を実施するための素材と方法を開発すること。

(e) 国家および多国籍企業等のベストプラクティスの概要を収集すること。

1-5. Ruggie はこの作業を通じて、上記マンデートの基礎として、規範草案を用いなかった。

2. 「人権および多国籍企業等」に関する事務総長特別代表 (SRSG) 報告

(U.N. Doc.A/HRC/4/35 (2007))

2-1. 概要

次の 5 項目からなる。

- I. 国家の保護義務
- II. 国際犯罪に関する企業の義務および説明責任 (responsibility and accountability)
- III. 国際法にもとづくその他の人権侵害に関する企業の責任
- IV. ソフト・ローの機能
- V. 自己規制 (self-regulation)
- VI. 結論

2-2. 国家の保護義務

*para.10 国家はその管轄権内における非国家主体による人権侵害 (human rights abuses) について保護義務を負うことは国際法によって確立している。

*para.11 初期の人権諸条約は企業に関する締約国の義務を特に規定しておらず、非国家主体による侵害を防ぐため一般的な義務を課しているにすぎない (たとえば、人種差別撤廃条約 2 条 1 項 (d) 「各締約国は、すべての適当な方法 (状況により必要とされる場合は、立法を含む。) により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。」)。

*para.12 しかし、その後成立した人権諸条約の中には、企業に関する規定を持つものもある (たとえば、女性差別撤廃条約 2 条 (e) 「個人、団体又は企業による女性に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。」)

*para.13 人権諸条約の実施機関 (規約人権委員会など) は国家の保護義務について詳細な説明をしている (たとえば、規約人権委員会の一般的意見 31)。

*para.14 条約実施機関は、非差別原則、先住民の諸権利、労働者の健康委関連の諸権利に関する企業による人権侵害について、締約国が保護義務を怠っていることに懸念を示している。

*para.15 条約実施機関によれば、人権諸条約上締約国は、企業による人権侵害について域外管轄権 (extraterritorial jurisdiction) の行使を求められておらず、その行使は禁じられている。

*para.16 地域的人権条約も、管轄権内における非国家主体による人権侵害について締約国は保護義務を負うことを肯定している。

*para.17 特別報告者による国連加盟国への質問 (人権に関する企業の行為を規律し、裁定し、これに影響を及ぼす国家政策・実行に関する) への回答数は少なかった。企業の人権環境に関する政策・施策・プログラム等を持つ国は極めて少数。回答国の多くは、OECD ガイドラインや UNGC 等のソフト・ロー文書による CSR の枠組みに依拠。

*para.18 要約すれば、非国家主体による侵害行為からの国家の保護義務は、国際人権法制度の基盤の一部である。この義務は、企業による侵害や国際義務違反の危険を規律・裁定する主要な役割を国家に求めている。

2-3. 国際犯罪に関する企業の義務および説明責任 (responsibility and accountability)

*para.19 国際法上の義務主体は国家だけではない。個人も国際犯罪 (海賊行為、奴隷売買等) につき国際法上直接責任を問われてきた。国際刑事裁判所 (ICC) は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪につき締約国が訴追しない場合、管轄権を行使できる。

*para.20 企業は国際法上の「主体」となりうるかが理論的に議論されてきた。企業は国際レベルで「参加者 (participants)」と認識されつつある。すなわち、企業は国際法上、ある種の権利と義務を持つという意味で。

*para.21 ICC 規程の起草過程で、(国家以外の法人格) に対する管轄権を ICC に付与するとの提案が議論されたが、採択されなかった。

*para.22 ①アド・ホックな国際刑事裁判所と ICC によって、個人の国際法上の刑事責任が問えるようになり、また②企業の国際犯罪に関する責任が国内法上問われるようになった。

*para.23. 国際法上の個人責任は、犯罪実行者だけでなく、部下 (subordinate) の行為を知りうる立場にいながこれを阻止できなかった上官 (superior) にも生じる。個人責任と法人責任は同列には論じられない。しかし、国際犯罪に関する企業の責任 (liability) を解釈した国内裁判所は、個人責任の原則にもとづき判断している。

*para.24. ICC 規程の批准にともない、企業の刑事責任を国内法上問う国も増えつつある。

*para.25. 自国民による犯罪または自国民に対する国際犯罪に関し、域外管轄権を設定する国もある。また、国籍のリンクの有無にかかわらず、「国際的管轄権」に依拠する国も少数だがある。

*para.26. 国内法違反に関する企業の刑事責任を認める国は増えつつある。

*para.27. 企業が国際犯罪に関する責任を問われる（企業にとって危険な）環境が、被害者救済の選択肢として、徐々に、しかし着実に、醸成されつつある。

*para. 28. 刑事事件において、企業の「心と意思」を認定するのが困難なため、多くの国では「企業文化」アプローチを採っている。オーストラリアでは、従業員による犯罪を許容する企業文化が明示的または黙示的に存在すると認められる場合には、企業は有責とされる。アメリカの連邦課刑ガイドラインでは、罰金刑の場合、企業文化を考慮できるとしている。

*paras. 29 -32. 略

2-4. 国際法にもとづくその他の人権侵害に関する企業の責任

*para. 33. 国際法にもとづくその他の人権侵害に関する企業の責任については、大きな論争がある。

*para. 34. 人権に関する企業の法的責任の範囲と内容は、国によって大きな相違が見られる。

*para. 35. 伝統的な国際人権文書によれば、企業は人権侵害に関し間接的な責任を負うに過ぎない。すなわち、企業は国家の国際的義務に従い、国内法上の義務を負うに過ぎない。

*para. 36. 世界人権宣言、自由権規約、社会権規約、その他の自由権規約、ILOの中核的条約にもとづく企業の法的責任を検討する。

*paras. 37 -43. 略

*para. 44. 検討した国際人権文書は、現時点では、企業に直接的な法的責任を課していない。しかし、企業は国際人権機関によって精査されつつある。企業に関する拘束力ある国際人権基準の採択を国家は望まないにせよ、国家は企業や市民社会とともに、ソフト・ロー基準とイニシアチブを確立する文書している。

2-5. ソフト・ローの機能

*para. 45. ソフト・ローはそれ自体は法的拘束力ある義務を生じさせない。しかし、ソフト・ローの規範的力は、国家その他の主要な行為主体の社会的期待を通じて得られる。

*para. 46. 3種のソフト・ロー；

①政府間国際組織による伝統的な基準設定、

②政府間イニシアチブによって最近発足した企業の説明責任に関する仕組み

③企業が、国家と市民社会団体とともに、企業関連の人権侵害の原因に関する責任に直接関わるマルチ・ステークホルダー形式??

para. 47. ①ILO三者宣言 多国籍企業は「世界人権宣言および人権諸条約を尊重しなければならない。」

para. 48. ①OECDガイドライン

para. 49. 両文書は政府や企業によって広く引証されており、より強固な形に結晶する可能性がある。

para. 50. OECDガイドラインでは、多国籍企業の行為について、国内コンタクト・ポイント(NCP)に苦情申立てをするのが可能となっている（非司法的な審査手続）。

para. 51. 国際金融公社（国際開発金融機関の1つ。1956年に設立。途上国の経済発展を促進するため、民間セクター投資の支援、国際金融市場からの資本の動員、技術支援、政府・民間への助言業務を行う。加盟国数174ヶ国。本部ワシントン。略称IFC）は、人権の要素を含む実行基準(performance standards)を満たすよう融資の際に企業に求めている。

para. 52. 安全と人権に関する自主原則、
キンバリー・プロセス認証制度

paras. 53-62. 略

2-6. 自己規制 (self-regulation)

para. 63. 企業自身が任意に採択した方針や慣行 (policies and practices) もある。

para. 64. 現在 77,000 以上の多国籍企業が世界で活動しており、これには約 770,000 の下請企業やサプライヤーが関わっている。

para. 65. 企業が人権に関する責任と説明責任についてどのように考えているのかを研究した。研究対象は、

① Fortune 世界 500 社 (FG500) にアンケート調査

② a. 全世界の広範な分野の企業について、人権関連の方針について調査、b. 人権基準を含む Fair Labor Association (FLA) 等 8 種の集团的イニシアチブの調査、c. 5 種の社会的責任投資 (SRI) 基金の調査

para. 66. FG500 調査の結果：半数以上が「重大な人権問題」を経験済み。しかし、ほどの企業は人権関連の方針や経営慣行を持つ。

para. 67. すべての FG500 企業は、中心的 CSR として、非差別原則を掲げる。職場の健康・安全基準も承認。三分の一以上は労働基本権、児童労働・強制の禁止を承認。

paras. 68-81. 略

3. 国連人権理事会における Ruggie 報告書の評価

*2007 年 3 月、Ruggie 報告書は国連人権理事会に提出され、審議された。

*18 か国・組織(アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、バングラデシュ、カナダ、キューバ、フランス、ドイツ、インドネシア、イラン、アイルランド、ノルウェー、パキスタン、ペルー、スイス、イギリス、アメリカおよび EU)代表が発言。「歓迎する」、「興味深い」との積極的評価があり、報告書の内容に反対する意見はなかった。

*多国籍企業も好意的に受け止めた。

*アムネスティ・インターナショナル、ESCR-Net、Human Rights Watch、国際法律家協会(ICJ)および国際人権連盟は共同声明で謝意を述べるとともに、任意主義の限界と人権侵害被害者についてもっと発言する必要性を強調した。

*その後、ハイリゲンダムでのサミット 8 か国も、SRSG のマンデートを支持。

4. 残された課題—国際法の役割

4-1. 条約の可能性

*企業による人権侵害を国内で実効的に規律できない政府が存在する。

*企業を直接規律できる条約が存在すれば、企業による人権侵害を抑止する可能性がでてくる。しかし、これは実現しそうにない。

*したがって、企業による侵害行為から個人・集団を護る義務を国家に課す条約を法典化することが当面の課題である。

*しかし、Ruggie 報告書をうけて、国連人権理事会がこうした条約の法典化作業に着手するきざしは見えない。

4-2. 国家、企業、NGO の協働による取り組みの可能性

*人権侵害企業を個別的に批判するだけでは、十分でない。個人や集団にとって危険な生産物や生産過程を未然に防ぐ過程を国際的に構築する必要がある。

*この意味で、産品輸出国・輸入国、企業、NGO が協働するキンバリー・プロセスは注目に値する。